

【在職老齢年金計算シート】(令和4年4月1日以後使用分)

＜事例1＞ 支給停止調整額 ⑤		510,000	(令和4年度から令和8年度*1までの額をプルダウンメニューから選択下さい)
基本月額 ①		150,000	↓
総報酬月額相当額 ②=③+④×1/12		425,000	150,000
標準報酬月額 ③*1		300,000	令和4年度 の額
当該月以前1年間の標準賞与額の合計 ④*2		1,500,000	480,000
在職老齢年金による支給停止額 ⑥=(③+②-⑤)×1/2 (なお、0と表示された場合は、支給停止額はありません)		32,500	500,000
差引年金額 ⑦=①-⑥		117,500	令和7年度 の額
標準報酬月額③+差引年金額⑦		417,500	620,000
			*1ただし、法定額で、実際の「支給停止調整額」は法定額に規定上の調整率を乗じて得た額となります。令和8年4月1日施行予定につき、参考までに ↳ 改正厚生年金保険法第46条第3項に規定されている「支給停止調整額」です

● 60歳前半の在職老齢年金の場合

- ・ 定額部分も調整の対象になります。
- ・ 加給年金額*3は調整の対象外です。

↓
入力欄

↓
「基本月額」150,000円+「総報酬月額相当額」425,000円>「支給停止調整額」510,000円の場合です。その超過額の1/2が支給停止額となります。

● 60歳後半(70歳以上)の在職老齢年金の場合

- ・ 加給年金額は調整の対象外です。
- ・ 経過的加算額*4や繰下げ加算額は調整の対象外です。
- ・ 国民年金の老齢基礎年金は調整の対象外です。

- *1 70歳以上の在職老齢年金の場合には、「標準報酬月額に相当する額」に読み替えて下さい。
- *2 70歳以上の在職老齢年金の場合には、「当該月以前1年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額」に読み替えて下さい。
- *3 詳細は下記リンク先にあるPDF資料をご参照下さい。
https://www.sroffice-ishikawa.com/inf/2_41111.pdf
- *4 詳細は下記リンク先にあるPDF資料をご参照下さい。
https://www.sroffice-ishikawa.com/inf/2_1211.pdf

＜厚生年金保険法第46条第1項＞



左記＜厚生年金保険法第46条第1項＞には、下記のような規定があります。
「総報酬月額相当額」と「基本月額」との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、「総報酬月額相当額」と「基本月額」との合計額から「支給停止調整額」を控除して得た額の1/2に相当する額に12を乗じて得た額(「支給停止基準額」)に相当する部分の支給を停止する。
 上記＜事例1＞に当てはめて考えてみると、
 ・ 当該を超える額⇒425,000円+150,000円-510,000円(令和7年度の額)=65,000円
 ・ 「支給停止基準額」⇒当該を超える額65,000円×1/2×12=390,000円
 ・ 当該老齢厚生年金⇒「基本月額」150,000円×12=1,800,000円のうち、上記「支給停止基準額」390,000円が支給停止の対象となり、差引1,410,000円が実際の当該老齢厚生年金の支給額になるといえます。さらに、1,410,000円/12=117,500円が実際に支給される「基本月額」になるといえます。そして、当初の「基本月額」150,000円から当該額117,500円を控除して得た額である32,500円が、同条項に規定された「その月の分の当該老齢厚生年金について」の意味するところだと考えます。

＜事例2＞ 支給停止調整額 ⑤		510,000	(令和4年度から令和8年度*1までの額をプルダウンメニューから選択下さい)
基本月額 ①		200,000	0*3
総報酬月額相当額 ②=③+④×1/12		775,000	775,000
標準報酬月額 ③*1		650,000	
当該月以前1年間の標準賞与額の合計 ④*2		1,500,000	
在職老齢年金による支給停止額 ⑥=(③+②-⑤)×1/2 (なお、0と表示された場合は、支給停止額はありません)		200,000	200,000*2
差引年金額 ⑦=①-⑥		0	
標準報酬月額③+差引年金額⑦		650,000	

上記＜厚生年金保険法第46条第1項＞の末尾但書には、下記の規定があります。
ただし、「支給停止基準額」が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。
 左記＜事例2＞に当てはめると、
 ・ 当該を超える額⇒775,000円+200,000円-510,000円(同)=465,000円
 ・ 「支給停止基準額」⇒当該を超える額465,000円×1/2×12=2,790,000円
 ・ 当該老齢厚生年金⇒「基本月額」200,000円×12=2,400,000円
 ・ 「支給停止基準額」>当該老齢厚生年金ということになり、当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されることになると考えます。

↓
入力欄

支給停止額(月額)≧基本月額となる場合は、その月の年金額は全額支給停止となります。そのことは平たく言えば、年金の受給額に比し、月々の働いて得た額のほうがかなり多い場合には、年金の受給額を全額支給停止にしますということです。

*2 当該＜事例2＞の場合の実際の在職老齢年金による「支給停止額(月額)」は232,500円(=1200,000円-775,000円-510,000円)×1/2)となります。つまり、「支給停止額(月額)」≧「基本月額」となります。この場合には、「支給停止額(月額)」が「基本月額」200,000円と同額になるよう、当該欄に計算式を組み込んでいますので、お読みください。従って、*3欄は必然的に0となります。

＜厚生労働省年金局に対する質問＞

令和7年6月30日に開催された厚生労働省社会保障審議会年金部会において配布された「資料1 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号)の概要等」の中にある「1-2 在職老齢年金制度の見直し」とする解説文等は、左方の「支給停止基準額」表につき、「当該表は「支給停止調整額」のことを言っているのではないが」旨の質問(R7.7/1)を投げ掛けています。「支給停止調整額」については、今般の改正において、改正厚生年金保険法第46条第3項として、現行の法定額480,000円を620,000円に見直されていること、「支給停止基準額」というのはそもそも、在職老齢年金制度の対象者たる老齢厚生年金の受給者個々に算定されるものであって、「支給停止調整額」のように当該受給者全体に対し一律に適用されるものではないことを踏まえると、当該表の題目としては、「支給停止調整額」とすべきではないと思われます。ただ、当方に認識違いがあるといけませんので、そのことのご回答を求めているわけですので、そのご回答をもって、改めてこの場で確かなおことをご報告申し上げたいと思っています。